



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)11月1日
第1903号
水曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 条例
 - 25 彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例 1
- 告示
 - 237 指定地域密着型サービス事業者の指定 2
 - 238 指定地域密着型サービス事業者の指定 2
 - 239 自転車等の移動および保管..... 2
 - 240 自転車等の移動および保管..... 3
 - 241 自転車等の移動および保管..... 4
 - 242 彦根市銀座街まちづくり懇談会設置要綱の一部改正 4
 - 243 予算の要領の公表..... 5
- 公告
 - 公示送達について公告..... 5
 - 公示送達について公告..... 8
- 議会訓令
 - 2 彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程 10
- 教育委員会告示
 - 21 彦根市教育委員会会議の招集..... 12
- 農業委員会告示
 - 12 彦根市農業委員会定期総会の招集 13
- 水道事業告示
 - 23 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 13

条例

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第25条

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、彦根市議会議員(以下「議員」という。)が彦根市に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了または議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了または議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における彦根市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を書面により報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
- エ 当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を書面により届け出なければならない。

(報告の一覧の作成および公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告(同条第 2 項の規定による訂正の届出があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存および閲覧等)

第 4 条 第 2 条の規定による報告の書面および訂正の届出の書面は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告の書面および訂正の届出の書面の閲覧または写しの交付を請求することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に始まる会計年度における請負から適用する。

告 示

彦根市告示第 237 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
第二邂逅の郷特別養護老人ホーム	彦根市日夏町 151 番地	社会福祉法人大樹会 理事長 片山 紀子	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	令和 5 年 9 月 30 日	2590200321	令和 5 年 9 月 30 日から令和 11 年 9 月 29 日まで

彦根市告示第 238 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 5 年 10 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
株式会社コモドライフデイサービススクローバー	彦根市西沼波町 256 番地 1	株式会社コモドライフ 代表取締役 野本 浩司	地域密着型通所介護	令和 5 年 10 月 1 日	2590200313	令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

彦根市告示第 239 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1

項の規定により告示する。

令和5年10月6日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年9月27日午後3時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

彦根市告示第240号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年10月6日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年9月27日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 241 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 6 日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由
条例第 11 条第 2 項に該当したため
- 2 移動区域
彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所
- 3 移動日時
令和 5 年 9 月 1 日午後 4 時頃
令和 5 年 9 月 20 日午後 2 時頃
令和 5 年 9 月 29 日午前 10 時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
 - (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 242 号

彦根市銀座街まちづくり懇談会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 10 月 6 日

彦根市長 和田裕行

彦根市銀座街まちづくり懇談会設置要綱の一部を改正する告示
彦根市銀座街まちづくり懇談会設置要綱(令和 2 年彦根市告示第 183 号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

彦根市銀座街まちづくり検討会議設置要綱

第1条中「の住民が、自ら銀座街」を削り、「について」の次に「、市と関係者とが」を加え、「、市と協働して」を削り、「彦根市銀座街まちづくり懇談会」を「彦根市銀座街まちづくり検討会議」に、「懇談会」を「検討会議」に改める。

第2条の見出しおよび同条第1項中「懇談会」を「検討会議」に改め、同条第2項中「懇談会」を「検討会議」に、「市」を「銀座街で行われる市民を主体とした活動」に改める。

第3条第1項中「懇談会」を「検討会議」に、「5人」を「10人」に改め、同条第2項中「委嘱する」を「委嘱し、または任命する」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同項に第1号および第2号として次の2号を加える。

(1) 彦根市産業部長

(2) 彦根市都市政策部長

第3条第1項に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認める者

第4条中「委嘱の日から2年」を「前条第2項の規定により委嘱し、または任命した日から1年」に改める。

第5条第1項中「懇談会」を「検討会議」に改め、同条第3項中「委嘱の日から2年」を「前項の規定により委嘱し、または任命した日から1年」に改める。

第6条第1項中「懇談会」を「検討会議」に、「置き、委員の互選により定める」を「置く」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「懇談会」を「検討会議」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1号を加える。

2 会長は、彦根市産業部長をもって充てる。

第7条第1項中「懇談会」を「検討会議」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項および第4項中「懇談会」を「検討会議」に改める。

第9条および第10条中「懇談会」を「検討会議」に改める。

付 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

彦根市告示第243号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和5年10月12日市議会の議決を経た令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)、令和5年度(2023年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)および令和5年度(2023年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の要領を次のとおり公表する。

令和5年10月12日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

公 告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和5年10月16日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和4年度(2022年度)市県民税督促状(4期)
	令和5年度(2023年度)軽自動車税(種別割)督促状(1期)
	令和5年度(2023年度)固定資産税都市計画税督促状(1期)(2期)
	令和5年度(2023年度)固定資産税都市計画税督促状(1期)(2期)
	令和5年度(2023年度)固定資産税都市計画税督促状(1期)(2期)

(略)	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)	
差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)	
配当計算書(謄本)	
配当計算書(謄本)	

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 112 条および介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 5 年 10 月 16 日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料(1 期)(2 期)(3 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)

(略)	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)後期高齢者医療保険料(1期)(2期)(3期)
	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)後期高齢者医療保険料(1期)(2期)(3期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)後期高齢者医療保険料(1期)(2期)(3期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(2期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(3期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(10期)
	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)
	差押調書(謄本)および差押解除通知書
令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(10期)	
令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)	
令和5年度(2023年度)国民健康保険料(3期)(4期)	
令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)	
令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(1期)(2期)(3期)(4期)	
令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)	
令和5年度(2023年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)(4期)	

(略)	令和5年度(2023年度)国民健康保険料(2期)(3期)(4期)
	令和5年度(2023年度)介護保険料督促状(2期)(3期)(4期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料(1期)(2期)(3期)

議会訓令

彦根市議会訓令第2号

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年10月13日

彦根市議会議長 上杉正敏

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和5年彦根市条例第25号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(別記様式第1号)により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正の届出は、訂正届(別記様式第2号)により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下この条および第6条において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所および時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告の書面および訂正の届出の書面は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告の書面および訂正の届出の書面は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項および前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(別記様式第3号)により行わなければならない。この場合において、写しの作成および送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

2 前項に規定する写しの作成および送付に要する費用の額は、彦根市情報公開条例施行規則(平成15年彦根市規則第4号)第10条の規定の例によるものとする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する市の休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

付 則

この規程は、令和5年10月13日から施行し、同年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

別記

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

彦根市議会議長 様

彦根市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額(円) (単価契約である場合はその旨)	昨年度(会計年度) に支払を受けた額 (円)

支払を受けた総額 _____ 円

(注) 契約金額および支払を受けた額は、消費税および地方消費税込みの額を記入してください。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

彦根市議会議員 様

彦根市議会議員 _____

訂正届

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正を届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

彦根市議会議員 様

氏名 _____

住所または居所
〒

TEL () _____

複写申込書

彦根市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告書または訂正届	写しの交付を求める範囲

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第21号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年10月16日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 日時 令和5年10月26日(木)午後1時30分から

2 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室

3 議題

彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会委員の委嘱および任命について

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第12号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年10月3日

彦根市農業委員会

会長 田中金二

記

1 日時 令和5年10月11日(水) 午後1時30分から午後4時まで

2 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2

3 議題

- (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
- (5) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第23号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和5年10月16日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	570
氏名または名称	株式会社橋本建設
代表者氏名	代表取締役 橋本 健一
住所	彦根市野口町283番地の1
当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社橋本建設
上記事業所の所在地	彦根市野口町283番地の1
指定年月日	令和5年10月6日